

重要なお知らせです 登録申請手続きにあたり必ず熟読をお願いします

◆受付区分

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 建設工事 | 2 測量・建設コンサルタント等 |
| 3 小修繕（50万円以下） | 4 物品購入等（物品・役務・賃貸借） |

◆競争入札（見積）参加資格申請

★受付区分ごとに記載の手引き、記載例等がありますので必ず熟読してください。記載事項及び

提出書類に不備がある場合には受付できません。（**郵送申込みの場合は要注意！**）

★登録期間は2019・2020年度（2019年4月1日～2021年3月31日）です。

●受付期間終了後、随時受付も可能ですが、2019年4月1日に登録されない可能性がありますのでご注意ください。

★「1 建設工事」で競争入札（見積）参加資格申請をされている方は、「3 小修繕」の申請はできません。

★「4 物品購入等（物品・役務・賃貸借）」については、参加希望業種の種類・選択数等に注意して下さい。

●原則として参加希望業種届における「希望業種」、「希望順位」及び「業務内容」の変更や追加については、特別な事情がない限り認めませんので、注意してください。

※入札（見積）の際、案件ごとに「参加条件（資格）」として、「希望業種」、「希望順位」、「業務内容」が限定される場合がありますので、参加希望業種届を作成する際には、熟考の上選択をしてください。

★次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

●次のいずれかに該当する場合

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

●各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期末到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

★申請書の写しを作成し、大切に保管してください。

●登録期間中、貴社の登録内容が分かるように、写しを作成し保管してください。

◆特記事項

★平成 23 年度以降、入札への参加方法が変わっています。

- 酒田市で入札を行う場合、特に「**4 物品購入等（物品・役務・賃貸借）**」については、これまでの「指名競争入札」に代わり、原則として「条件付き一般競争入札」により実施しています。これはより多くの業者の皆様から入札に参加をしていただく事により、透明性・公平性及び競争性を確保するものです。

★条件付き一般競争入札とは？～指名競争入札との違い～

- これまでの「指名競争入札」は、市で取扱可能な業者を指名し、入札に参加していただくもので、皆様方は入札情報を自ら探す必要はなく、連絡を待っていれば入札参加機会が得られたものです。
- 「条件付き一般競争入札」は、案件ごとに**市のホームページに「入札公告（入札のお知らせ）」を掲載します。**市ホームページの掲載時期は不定期ですので、皆様が普段から情報収集をしないと入札の参加機会を失うこととなりますので、日頃から市ホームページに目を通して、各種入札公告を確認くださるようお願いいたします。

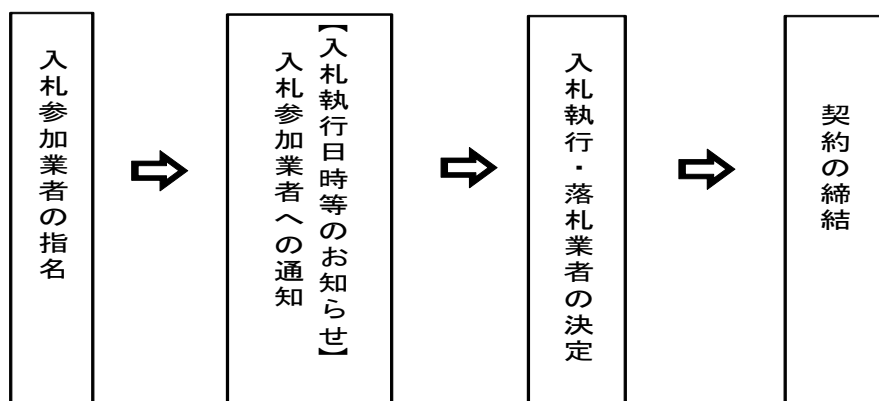
市ホームページから「入札公告」を確認する方法

- ①市ホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) を開く
- ②トップページ中段の「入札・契約」を選択
- ③各種「入札公告」を選択

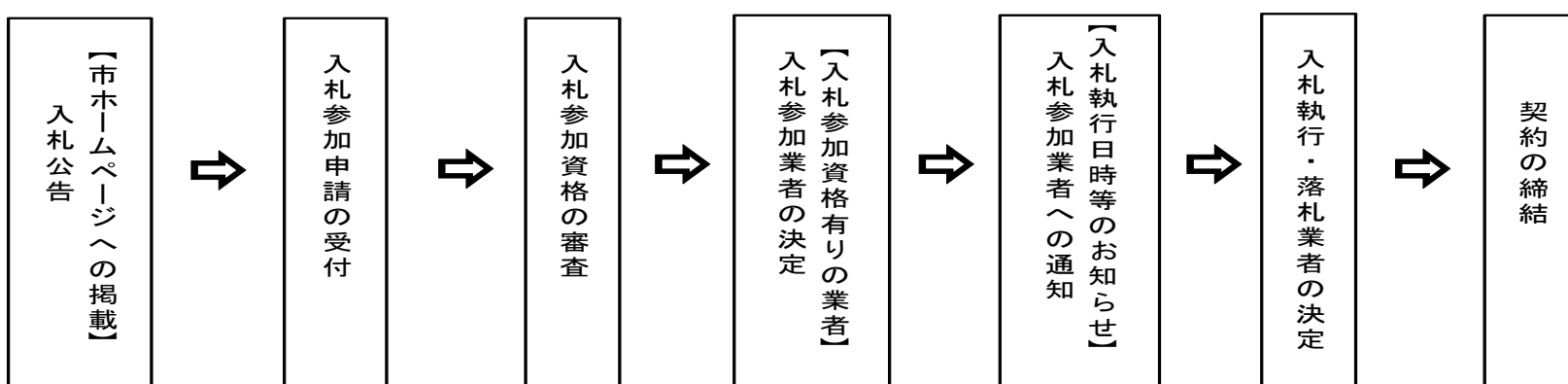
- なお、条件付き一般競争入札は、案件ごとに「参加条件(資格)」があります。参加したい案件がありましたら、参加条件を満たしているか確認し、案件ごとに定められた申請書を期限までに市へ提出することになります。申請後、市では資格を満たしているか確認し、「資格有り」と判定された方が入札へ参加することになります。

《参 考》

◎指名競争入札の流れ



◎条件付き一般競争入札の流れ



※ 《参考》については、指名、条件付き一般のそれぞれの入札における契約締結までの一般的な流れを示しています。